

かすみがうら市議会文教厚生委員会会議録

令和5年9月11日 午後3時15分 開 議

出席委員

委員長 久松公生
副委員長 設楽健夫
委員 櫻井繁行
委員 小倉博一
委員 服部栄一

欠席委員

なし

委員外委員

なし

出席説明者

なし

出席書記名

議会事務局 宮城恭子

議 事 日 程

令和5年9月11日（月曜日）午後3時15分 開 議

1. 開 会

2. 事 件

- (1) 請願第2号「手話言語条例に関する請願」について
- (2) 請願第3号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願」について
- (3) 閉会中の所管事務調査の申し出について
- (4) その他

3. 閉 会

開 議 午後 3時15分

○久松公生委員長

それでは、改めましてご苦労さまです。

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから文教厚生委員会を開きます。

次に、書記を指名します。

議会事務局、宮城係長を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速本日の日程事項に入ります。

初めに、(1) 請願第2号「手話言語条例に関する請願」についてを議題といたします。

請願書の内容につきましてはお配りしておりますので、確認のほうをお願いします。

暫時休憩します。 [午後 3時20分]

○久松公生委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 3時22分]

それでは、今のこの件につきまして、各委員のご意見等をお伺いいたします。ご意見等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

まず、請願第2号でよろしいですよ。これはもちろん請願内容十分理解をして賛同するところなんです。近隣市町村だったり、茨城県内、茨城県だったり、44市町村の動向どのようになっているかお伺いします。

○議会事務局（宮城恭子君）

茨城県内で全国手話言語市区長会に加盟している市区町村といたしましては、水戸市、龍ヶ崎市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、筑西市、坂東市、神栖市、行方市、銚田市、つくばみらい市の14の市が加盟しております。その中で、今回のように手話言語条例が成立した地域で申し上げますと、茨城県で、茨城県手話言語普及促進に関する条例が2018年9月27日に成立しました。

○櫻井繁行委員

県がね。

○議会事務局（宮城恭子君）

はい、そして施行したのが同年の2018年10月2日。同時期に筑西市で2018年9月27日に成立、9月30

日施行ということで、県よりも早く施行がされております。また、そのほかに水戸市で2019年3月20日に成立し、2019年4月1日施行となっております。また、隣の土浦市でも、土浦市手話言語普及の促進に関する条例が今年の3月22日に成立し、4月1日施行されました。

○櫻井繁行委員

そうすると、茨城県は2018年に施行していると。筑西市、水戸市、土浦市と、まだまだあれですか。茨城県内ではその手話言語条例というのはこれからになるだろうけれども、先進的な取り組みとしてはというところなんでしょうね。分かりました。

質問は以上です。大丈夫です。

○久松公生委員長

そのほか、ご意見等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、発言ないようですので、これより討論を行います。

討論はございませんか。

○櫻井繁行委員

請願第2号「手話言語条例に関する請願」でございますが、私としては賛成でいいのかなというふう
に、採択するべきものであろうというふうに思います。

もちろん、全ての方々が平等に取り扱われるべきだと思いますし、もちろん請願趣旨、請願の理由を
読ませていただきましたが、私自身賛同するものでございますので、ぜひかすみがうら市としても、こ
の請願を受けて 採択をしていただいて、条例の制定までしていただきたいという思いがございますの
で、賛成の立場での討論とさせていただきます。

○久松公生委員長

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

討論を終結いたします。

それでは、これより請願第2号を採択いたします。

請願第2号を採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

それでは、ただいま本委員会で採択いたしました請願第2号につきましては、執行部に送付し、その
処理の経過と結果の報告を請求したいと思いますがご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ご異議なしと認め、さよう決定しました。

それでは、次に(2)請願第3号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算
に係る意見書採択を求める請願」についてを議題といたします。

それでは、要望書のほうお目通しを願います。

暫時休憩します。 [午後 3時29分]

○久松公生委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 3時29分]

これより審査に入ります。

それでは、各委員のご意見等をお伺いいたします。

ご意見等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、これより請願第3号を採決をいたします。

○櫻井繁行委員

討論やらないんですか。

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午後 3時29分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時30分]

それでは、これより討論を行います。

討論はございませんか。

○櫻井繁行委員

請願第3号につきましても賛成するべきだと思いますので、そういった立場での討論とさせていただきます。

もちろん教職員定数改善、また義務教育費国庫負担制度堅持のため、政府予算をしっかりと取っていただきたい。そういったところはこの意見書からも読み取れます。いろんな問題、課題等あるでしょうが、やはり未来を担う子どもたちのためには、よりよい教育環境での環境を整えるということは非常に大事だと思いますので、ぜひ賛成を皆さんにはしていただいて採択していただきたいと思いますので、そういった討論、賛成の立場での討論とさせていただきます。

○久松公生委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○久松公生委員長

討論を終結いたします。

これより請願第3号を採決いたします。

請願第3号を採決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。

よって、請願第3号は採択することに決定いたしました。

ただいま、本委員会では採択いたしました請願第3号につきましては、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関等へ意見書の提出が求められておりますので、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に関わる意見書の提出についてを議題といたします。

ここで意見書案の確認をお願いいたします。

暫時休憩します。 [午後 3時32分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時32分]

それでは、意見書案につきましてご意見等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは意見等ないようですので、採決いたします。

本意見書案を国の関係機関等に提出することについて、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本意見書案は全会一致をもって国の関係機関等に提出すべきものと決定いたしましたので、その案文を議長宛てに提出させていただきます。なお、本委員会案につきましては、提出者の説明省略並びに即決されたい旨を議長宛てに申出をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、(3)閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

閉会中の所管事務調査申出書案についてお目通しを願います。

暫時休憩します。 [午後 3時34分]

○久松公生委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 3時34分]

お諮りします。

本案のとおり、議長宛てに閉会中の所管事務調査について申し出ることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、そのように議長宛てに申出させていただきます。

本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか何かございませんか。

○設楽健夫副委員長

この前プールでの足の擦り傷の件がありましたよね。あれのマニュアルの件については、マニュアルをしっかりと書くとの前提があったんで、その申し入れについては、委員長をお願いします。

○久松公生委員長

完成したら提出。

○設楽健夫副委員長

そういうことね。なぜそういうことを言うのかということ、あそこの発生原因が、そういう意味では次亜塩素酸ナトリウムとの化学反応でああいうふうになっているから、その点について、きちっとやはり運用ルールというか、その辺が一番重要になってくるので。

○久松公生委員長

しっかりその旨お話しさせていただいて、でき次第報告してもらおう。

○設楽健夫副委員長

そうですね。

○久松公生委員長

そのほか、何か。

○櫻井繁行委員

かすみがうら市全体として使えるマニュアルですものね。ほかのところだってそういうケースも考えられますもんね。だから、ほかないからよかったじゃ済まないことだから、ぜひそれは。あったのかもしれないけれど、もう少し詳細なものが必要だったのかもしれない。清掃の仕方なんかもそうでしょうね。ああいうのがなかったから、こういったところもあったと思う。

○久松公生委員長

薬のメーカーに聞いたら、そういうことあったって言ったんだよね。

○櫻井繁行委員

やっぱりマニュアルは必要ですよ。それがあれば自分だって守れるわけだから。

○久松公生委員長

暫時休憩します。

[午後 3時39分]

○久松公生委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 3時39分]

そのほか何かございませんか。

[「ございません」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、ないようですので、以上で文教厚生委員会を散会いたします。

ご苦労さまでした

散 会 午後 3時39分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

文教厚生委員会委員長 久 松 公 生